

令和 6 年

第 3 回小山市議会定例会
議 案 書

小 山 市

令和6年第3回小山市議会定例会付議事件表

議案番号	件名	頁
議案第48号	令和6年度小山市一般会計補正予算（第2号）	5
議案第49号	小山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	21
議案第50号	小山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	27
議案第51号	小山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	31
議案第52号	小山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	43
議案第53号	小山市水道事業給水条例の一部改正について	47
議案第54号	小山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	50
議案第55号	小山市立学校設置条例の一部改正について	56
議案第56号	小山市新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者等利子補給事業基金条例の廃止について	58
議案第57号	財産の取得について	60
議案第58号	財産の取得について	61
議案第59号	財産の取得について	62
議案第60号	財産の取得について	63
議案第61号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	64
議案第62号	人権擁護委員候補者の推薦について	65
議案第63号	専決処分の承認を求めることについて	66
議案第64号	専決処分の承認を求めることについて	74
議案第65号	専決処分の承認を求めることについて	111
議案第66号	専決処分の承認を求めることについて	121
議案第67号	専決処分の承認を求めることについて	126

議案番号	件名	頁
報告第3号	債権放棄の報告について	128
報告第4号	専決処分の報告について	129
報告第5号	専決処分の報告について	131
報告第6号	専決処分の報告について	136
報告第7号	専決処分の報告について	139
報告第8号	令和5年度小山市一般会計繰越明許費繰越計算報告について	141
報告第9号	令和5年度小山市水道事業会計予算繰越計算報告について	145
報告第10号	令和5年度小山市水道事業会計継続費繰越計算報告について	147
報告第11号	令和5年度小山市下水道事業会計予算繰越計算報告について	149
報告第12号	令和5年度小山市下水道事業会計継続費繰越計算報告について	151

令和6年度小山市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度小山市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,880,535千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,130,535千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野正富

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		10,498,398	1,821,286	12,319,684
	2 国庫補助金	1,584,940	1,821,286	3,406,226
16 県支出金		5,730,064	6,830	5,736,894
	2 県補助金	1,510,087	6,830	1,516,917
19 繰入金		3,289,342	18,819	3,308,161
	1 基金繰入金	3,288,331	18,819	3,307,150
22 市債		5,541,900	33,600	5,575,500
	1 市債	5,541,900	33,600	5,575,500
歳入合計		71,250,000	1,880,535	73,130,535

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,237,740	1,314,996	11,552,736
	1 総務管理費	8,821,798	1,314,996	10,136,794
3 民生費		25,964,081	559,558	26,523,639
	1 社会福祉費	9,826,202	452,899	10,279,101
	2 児童福祉費	13,523,474	106,659	13,630,133
6 農林水産業費		1,426,427	880	1,427,307
	1 農業費	1,406,560	880	1,407,440
10 教育費		6,204,197	5,101	6,209,298
	4 社会教育費	1,009,184	5,101	1,014,285
歳出合計		71,250,000	1,880,535	73,130,535

第2表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
29 保育所等施設除却事業	千円 34,000	普通貸借 又は 証券発行	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
7 学童保育館整備事業	千円 51,200	普通貸借 又は 証券発行	年 3.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	千円 33,600	普通貸借 又は 証券発行	年 3.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。
11 道路整備事業	1,148,300	同上	同上	同上	1,168,100	同上	同上	同上

3 廃止

起債の目的	補正前				補正後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
8 学童保育館除却事業	千円 2,600	普通貸借 又は 証券発行	年 3.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	千円 —	—	—	—	財源となる国県支出金の増額に伴い、本地方債の廃止を行うもの。

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 総務費補助金	1,767,687	○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (給付金・定額減税一体支援枠分)	
2. 児童福祉費補助金	53,599	○子ども・子育て支援施設整備交付金(放課後児童クラブ分)	
2. 児童福祉費補助金	5,950	○子ども・子育て支援施設整備交付金(放課後児童クラブ分)	
1. 農業費補助金	880	○水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金	
1. 財政調整基金繰入金	18,819	○財政調整基金繰入金	
1. 児童福祉債	13,800	○保育所等施設除却事業債	34,000
		○学童保育館整備事業債	△17,600
		○学童保育館除却事業債	△2,600
1. 道路橋梁債	19,800	○道路整備事業債	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
3. 民 生 費	25,964,081	559,558	26,523,639	546,048	13,510
1. 社会福祉費	9,826,202	452,899	10,279,101	452,899	0
1. 社会福祉総務費	1,451,843	452,899	1,904,742	452,899	0
2. 児童福祉費	13,523,474	106,659	13,630,133	93,149	13,510
1. 児童福祉総務費	4,090,150	41,688	4,131,838	39,349	2,339
3. 保 育 所 費	1,917,518	64,971	1,982,489	53,800	11,171

3. 民生費

節		説明	
区分	金額		
		特定財源内訳 国庫支出金 506,498 県支出金 5,950 市債 33,600	
		特定財源内訳 国庫支出金 452,899	
		特定財源内訳 国庫支出金 452,899	
10. 需用費	1,044	○低所得の子育て世帯給付金（こども加算）給付事業費	30,000
11. 役務費	1,355	○新たな住民税非課税等世帯給付金給付事業費	300,000
12. 委託料	30,000	○新たな住民税非課税等世帯給付金（こども加算）給付事業費	90,000
13. 使用料及び賃借料	500	○新たな住民税非課税等世帯給付金給付事業事務費	32,899
18. 負担金補助及び交付金	420,000		
		特定財源内訳 国庫支出金 53,599 県支出金 5,950 市債 33,600	
		特定財源内訳 国庫支出金 53,599 県支出金 5,950 市債 △20,200	
14. 工事請負費	40,000	○学童保育館施設整備事業費	
18. 負担金補助及び交付金	1,688		
		特定財源内訳 市債 53,800	
11. 役務費	925	○公立保育所管理運営費	4,135
12. 委託料	26,710	○間々田地区新設保育所整備事業費	25,130
14. 工事請負費	37,336	○もみじ保育所整備事業費	1,206
		○もみじ保育所解体工事事業費	34,500

6. 農林水産業費

節		説 明
区 分	金 額	
		特定財源内訳 県支出金 880
		特定財源内訳 県支出金 880
		特定財源内訳 県支出金 880
18. 負担金補助 及び交付金	880	○水田麦・大豆産地生産性向上事業費

10. 教育費

節		説明	
区分	金額		
7. 報償費	400	○摩利支天塚・琵琶塚古墳等整備事業費	
12. 委託料	4,701		
		特定財源内訳	
		国庫支出金	1,821,286
		市債	33,600
		県支出金	6,830

令和6年度 地方債現在高の見込に関する調書

(単位 千円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度中増減見込		令和6年度末
	現在高	現在高見込	起債見込額	元金償還見込額	現在高見込額
1 普通債	42,721,854	44,649,869	5,193,900	3,250,030	46,593,739
(1) 総務	12,583,998	13,233,527	330,100	380,320	13,183,307
(2) 民生	410,688	510,335	449,500	16,148	943,687
(3) 衛生	1,098,307	1,014,957	2,500	123,817	893,640
(4) 労働	45,400	45,400	0	2,840	42,560
(5) 農林水産業	2,102,139	2,000,774	325,600	392,276	1,934,098
(6) 土木	18,250,440	19,136,327	2,909,400	1,654,715	20,391,012
(7) 消防	1,560,861	1,625,271	271,300	333,379	1,563,192
(8) 教育	6,670,021	7,083,278	905,500	346,535	7,642,243
2 災害復旧債	351,725	286,768	0	65,004	221,764
(1) 農林水産業	35,908	30,737	0	5,174	25,563
(2) 土木	301,872	244,649	0	57,265	187,384
(3) 教育	13,945	11,382	0	2,565	8,817
3 その他	14,890,726	13,343,267	1,460,000	2,706,126	12,097,141
(1) 減税補てん債	150,798	86,214	0	47,790	38,424
(2) 臨時税収補てん債	0	0	0	0	0
(3) 減収補てん債	803,700	790,980	0	35,017	755,963
(4) 臨時財政対策債	13,936,228	12,466,073	1,460,000	2,623,319	11,302,754
合計	57,964,305	58,279,904	6,653,900	6,021,160	58,912,644

小山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

小山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

小山市において市民等がもやすしかないごみを排出するにあたって、指定ごみ袋の使用を義務付け、分別及び再資源化の意識を高めることにより焼却処分するごみの削減を図ることを目的として、所要の改正を行うため、提案するものである。

整し、毎年度初めに公示するものとする。

- 2 前項の計画に重要な変更があった場合は、そのつど公示する。

う。)は、地域及び一般廃棄物の種類別に収集、運搬及び処分方法について調整し、毎年度初めに公示するものとする。

- 2 一般廃棄物処理計画に重要な変更があった場合は、その都度公示する。
(廃棄物の排出)

第2条の4 家庭系廃棄物を排出しようとする者は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従い当該廃棄物を排出しなければならない。

- 2 事業者は、一般廃棄物処理計画に定めるところに従い事業系一般廃棄物を排出しなければならない。
(指定ごみ袋の使用)

第2条の5 家庭系廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に定めるもやすしかないごみを排出しようとする者は、市長が指定する専用のごみ袋(以下「指定ごみ袋」という。)を使用しなければならない。ただし、市長が別に定めるものを排出しようとするときは、この限りでない。

- 2 事業系一般廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に定めるもやすしかないごみを排出しようとする事業者は、指定ごみ袋を使用しなければならない。ただし、市長が別に定めるもの

(再利用等による減量等)

第3条の3 市長は、廃棄物の収集等を行うとともに、廃棄物の中で再利用(廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。)できるもの(以下「資源物」という。)については、再利用等を行い廃棄物の減量に努めなければならない。

(標識の表示)

第4条 法第7条第1項の許可を受けて一般廃棄物の収集若しくは運搬又は法第7条第4項の許可を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者は、規則で定めるところにより、その事務所ごとに、氏名(法人にあつては、名称)その他規則で定める事項を表示しなければならない。

(許可の申請)

第8条 法第7条第1項又は第4項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(9) 略

2 略

(許可証の交付等)

第10条 市長は、法第7条第1項若しく

を排出しようとするときは、この限りでない。

(再利用等による減量等)

第3条の3 市長は、廃棄物の収集等を行うとともに、廃棄物の中で再利用(廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。)できるものとして規則で定めるもの(以下「資源物」という。)については、再利用等を行い廃棄物の減量に努めなければならない。

(標識の表示)

第4条 法第7条第1項の許可を受けて一般廃棄物の収集若しくは運搬又は法第7条第6項の許可を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者は、規則で定めるところにより、その事務所ごとに、氏名(法人にあつては、名称)その他規則で定める事項を表示しなければならない。

(許可の申請)

第8条 法第7条第1項又は第6項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(9) 略

2 略

(許可証の交付等)

第10条 市長は、法第7条第1項若しく

は第4項又は第7条の2第1項の許可をしたときは、当該許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に対し許可証を交付する。

- 2 許可業者は、前1項の許可証を亡失又はき損したときは、市長に申請して、その再交付を受けることができる。

(不許可の通知)

第11条 市長は、法第7条第1項若しくは第4項又は第7条の2第1項の不許可の処分をした場合には、その理由を示して直ちに不許可の処分を受けた者に通知しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等)

第15条 次に各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際、納入しなければならない。

(1) 略

(2) 法第7条第4項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 6,000円

(3)～(5) 略

2 略

は第6項又は第7条の2第1項の許可をしたときは、当該許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に対し許可証を交付する。

- 2 許可業者は、前項の許可証を亡失又は毀損したときは、市長に申請して、その再交付を受けることができる。

(不許可の通知)

第11条 市長は、法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の不許可の処分をした場合には、その理由を示して直ちに不許可の処分を受けた者に通知しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等)

第15条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際、納入しなければならない。

(1) 略

(2) 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 6,000円

(3)～(5) 略

2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の3の次に2条を加える

改正規定（第2条の5に係る部分に限る。）は、令和6年10月1日から施行する。

（指定ごみ袋の使用の特例）

- 2 一般廃棄物処理計画に定めるもやししかないごみを排出しようとする者は、改正後の第2条の5の規定にかかわらず、令和7年3月31日までの間、市長が指定する専用のごみ袋以外のごみ袋を使用することができるものとする。

小山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

小山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

不妊治療費及び不育症治療費の助成事務に個人番号を利用することで、申請手続における添付書類を省略し、申請者の負担軽減と事務効率化を図ることを目的として、当該事務を独自利用事務として条例で規定し、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

小山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（令和6年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th style="width: 90%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 市長</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	略		5 市長	略	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th style="width: 90%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 市長</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 市長</td> <td style="text-align: center;">不妊治療に要する費用の助成</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	略		5 市長	略	6 市長	不妊治療に要する費用の助成
機関	事務														
略															
5 市長	略														
機関	事務														
略															
5 市長	略														
6 市長	不妊治療に要する費用の助成														

--	--	--

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
略		
5 市長	略	

		に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	不育症治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
略		
5 市長	略	
6 市長	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		(5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	不育症治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		する事務	報であって規則で
		であって	定めるもの
		規則で定	(3) 外国人生活保護
		めるもの	関係情報であって 規則で定めるもの
			(4) 中国残留邦人等 支援給付等関係情 報であって規則で 定めるもの
	(5) 住民票関係情報 であって規則で定 めるもの		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

小山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

市町村が従うべき、又は参酌すべきとされている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

小山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p><u>第4章 雑則(第53条)</u></p> <p>附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 略</p>

使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所

(掲示等)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所

に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 略

2 第5条第2項から第6項までの規定

は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者によ

に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 略

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者によ

り特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2・3 略

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

り特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2・3 略

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならぬ。

(1)・(2) 略

6～9 略

当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。

5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならぬ。

(1)・(2) 略

6～9 略

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類す

るもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通

信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)
を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法に

よる提供を受ける旨の承諾又は
受けない旨の申出をする場合に
あつては、特定教育・保育施設
等の使用に係る電子計算機に備
えられたファイルにその旨を記
録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に
係る記録媒体をいう。)をもって調
製するファイルに記載事項を記録
したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保
育給付認定保護者がファイルへの記
録を出力することによる文書を作成
することができるものでなければな
らない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の
規定により記載事項を提供しようと
するときは、あらかじめ、当該記載
事項を提供する教育・保育給付認定
保護者に対し、その用いる次に掲げ
る電磁的方法の種類及び内容を示
し、文書又は電磁的方法による承諾
を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のう
ち特定教育・保育施設等が使用す
るもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教
育・保育施設等は、当該教育・保育

給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前

項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

小山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

市町村が従うべき、又は参酌すべきとされている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、各教育・保育施設において従事する職員等の配置基準が改められたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

小山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) <u>おおむね20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 <u>おおむね30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) <u>おおむね15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 <u>おおむね25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>
<p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童</p>	<p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童</p>

(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げ

(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げ

<p>る区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>る区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

小山市水道事業給水条例の一部改正について

小山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

水道法（昭和32年法律第177号）が改正され、これまで厚生労働省が所管していた水道行政について、国土交通省及び環境省へ移管となったことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

小山市水道事業給水条例（平成9年条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。)又は撤去のための工事をいう。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。)又は撤去のための工事をいう。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、</p>

この限りでない。

(水道技術管理者の資格)

第47条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

(1)～(5) 略

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

この限りでない。

(水道技術管理者の資格)

第47条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

(1)～(5) 略

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の第47条第6号に規定する講習の課程を修了した者は、この条例による改正後の同号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

小山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

小山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

小山栃木都市計画の城山町三丁目第二地区地区計画における建築物の制限事項が令和6年3月15日付けで、また、小山第四工業団地地区地区計画における建築物の制限事項が同月29日付けでそれぞれ変更されたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

小山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第2(第3条—第8条関係) 別記のとおり	別表第2(第3条—第8条関係) 別記のとおり

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【改正前】

別表第2(第3条—第8条関係)

地区 整備 計画 区域	地区	(ア) 建築 物の用途 の制限	(イ) 建築 物の敷地 面積の最 低限度	(ウ) 壁面の位置 の制限(外壁の 後退距離)	(エ) 建築物 の高さの最 高限度	(オ) 建築 物の容積 率の最 高 限度	(カ) 建築 物の建蔽 率の最 高 限度
略							
小山 第四 工業 団地 地区 地区 整備 計画 区域	小山第 四工業 団地地 区(小 山第四 工業団 地地区 地区計 画の計 画図に 表示す る地区 をい う。)	次に掲げる もの以外 のもの。 (1)～(7) 略	3,000平方 メートル。 ただし、当 該団地を管 理する施設 の敷地及び 公園に設け られる公園 施設、便 所、休憩所 その他これ らに類する 建築物の敷 地について は、この限 りでない。	建築物の外壁又は これに代わる柱の 面から道路境界線 及び隣地境界線ま での距離は、3.0 メートル以上とし なければならない (自転車置場、守 衛所その他これら に類する附属建築 物を除く。)。た だし、緩衝緑地帯 が設けられている 場合は、道路境界 線までの距離は、 10メートル以上と しなければならない。 い。	建築物の各部 分の高さは、 次の各号に掲 げるもの以下 とする。 (1) 略 (2) 当該部分 から道路境 界線又は隣 地境界線ま での水平距 離に1.25を 乗じて得た ものに10メ ートルを加 えたもの。		
略							

城山町三丁目第二地区整備計画区域	城山町三丁目第二地区(城山町三丁目第二地区整備計画の計画図に表示する地区をいう。)	(1)・(2)略 (3) <u>2階以下</u> の部分 を住宅の用途に供するもの。 ただし、住宅の管理・共用の用途に供するものを除く。	略
略			

【改正後】

別表第2(第3条—第8条関係)

地区 整備 計画 区域	地区	(ア) 建築 物の用途 の制限	(イ) 建築 物の敷地 面積の最 低限度	(ウ) 壁面の位置 の制限(外壁の 後退距離)	(エ) 建築物 の高さの最 高限度	(オ) 建築 物の容積 率の最 高 限度	(カ) 建築 物の建蔽 率の最 高 限度
略							
小山 第四 工業 団地 地区 地区 整備 計画 区域	小山第 四工業 団地地 区(小 山第四 工業団 地地区 地区計 画の計 画図に 表示す る地区 をい う。)	次に掲げる もの以外 のもの (1)～(7) 略	3,000平方 メートル。 ただし、当 該工業団地 を管理する 施設の敷地 及び公園に 設けられる 公園施設、 便所、休憩 所その他こ れらに類す る建築物の 敷地につい ては、この 限りでな い。	建築物の外壁又は これに代わる柱の 面から道路境界線 及び隣地境界線ま での距離は、3.0 メートル以上とし なければならない (自転車置場、守 衛所その他これら に類する附属建築 物を除く。)。た だし、緩衝緑地帯 が設けられている 場合は、道路境界 線までの距離は、 緩衝緑地帯の幅以 上としなければな らない。	建築物の各部 分の高さは、 次の各号に掲 げるもの以下 とする。 (1) 略 (2) 当該部分 から道路境 界線又は隣 地境界線ま での水平距 離に1.25を 乗じて得た ものに10メ ートルを加 えたもの		
略							

城山町三丁目第二地区整備計画区域	城山町三丁目第二地区(城山町三丁目第二地区計画の計画図に表示する地区をいう。)	(1)・(2) 略 (3) <u>1階部分及び道路に面する2階部分</u> を住宅の用途に供するもの。ただし、住宅の管理・共用の用途に供するものを除く。	略
略			

小山市立学校設置条例の一部改正について

小山市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

令和7年4月に乙女小学校と網戸小学校を統合することに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市立学校設置条例の一部を改正する条例

小山市立学校設置条例（昭和39年条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(小学校の名称・位置) 第2条 小学校の名称・位置は、次のとおりとする。		(小学校の名称・位置) 第2条 小学校の名称・位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
略		略	
小山市立下生井小学校	略	小山市立下生井小学校	略
小山市立網戸小学校	小山市大字網戸 1,514番地		
略		略	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

小山市新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者等利子補給事業基金条例
の廃止について

小山市新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者等利子補給事業基金条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化した中小企業者等に対する利子補給事業の実施にあたり、その財源となる国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、本条例に基づいて設置した基金に積み立てていたが、令和6年4月の交付をもって事業が完了したことから、基金を廃止するため、条例を廃止するものである。

小山市新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者等利子補給事業基金条例
を廃止する条例

小山市新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者等利子補給事業基金条例（令和3年条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。

財産の取得について

コミュニティバス車両(いすゞ 中型路線バス・エルガミオ)を次のとおり購入する。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

コミュニティバス車両(いすゞ 中型路線バス・エルガミオ)を購入することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第5号)第3条の規定により、提案するものである。

・ 中型路線バス・エルガミオ 1台

(1) 購入方法 指名競争入札

(2) 購入金額 25,735,600円

(3) 購入先 小山市神鳥谷4丁目1番49号

栃木いすゞ自動車 株式会社 小山営業所 所長 桑野 晃一

(4) 納期 令和7(2025)年3月25日

財産の取得について

救助工作車を次のとおり購入する。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

小山市消防署の救助工作車を購入することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第3条の規定により、提案するものである。

- ・ 救助工作車 1台
- (1) 購入方法 指名競争入札
- (2) 購入金額 174,350,000円
- (3) 購入先 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社 モリタ 東京支店 支店長 山北忠司
- (4) 納期 令和7(2025)年3月21日

財産の取得について

災害対応特殊救急自動車及び高規格救急自動車を次のとおり購入する。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

小山市消防署桑分署の災害対応特殊救急自動車及び小山市消防署野木分署の高規格救急自動車を購入することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第3条の規定により、提案するものである。

- ・ 災害対応特殊救急自動車、高規格救急自動車 各1台
- (1) 購入方法 指名競争入札
- (2) 購入金額 89,320,000円
- (3) 購入先 栃木県小山市栗宮一丁目14番23号
栃木トヨタ自動車(株)栗宮店 店長 福永拓也
- (4) 納期 令和7(2025)年3月21日

財産の取得について

消防ポンプ自動車を次のとおり購入する。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

小山市消防団第2分団2部(中央町)の消防ポンプ自動車を購入することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第5号)第3条の規定により、提案するものである。

- ・ 消防ポンプ自動車 1台
- (1) 購入方法 指名競争入札
- (2) 購入金額 21,725,000円
- (3) 購入先 栃木県小山市大字喜沢1394番地
合資会社 渡辺商店 代表社員 渡辺圭一
- (4) 納期 令和7(2025)年3月7日

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員の ^{たかはし}高橋 ^{つよし}剛 氏は令和6年9月1日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるため、提案するものである。

氏 名	住 所	生 年 月 日
高 橋 剛	小山市西城南1丁目22番地6	昭和39年10月29日

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

（提案理由）

人権擁護委員の のざわ 野澤 ようこ 容子 氏は令和6年9月30日をもって任期満了となるため、同氏を再推薦することについて、議会の意見を求めるため、提案するものである。

氏 名	住 所	生 年 月 日
野澤 容子	小山市大字下石塚350番地	昭和29年1月12日

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

専決第3号

専 決 処 分 書

令和6年度小山市一般会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年4月16日

小山市長 浅野正富

（理 由）

令和6年度小山市一般会計予算の執行に当たり、予算の調製をする必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年度小山市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度小山市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,250,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		10,448,398	50,000	10,498,398
	2 国庫補助金	1,534,940	50,000	1,584,940
歳 入 合 計		71,200,000	50,000	71,250,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,187,740	50,000	10,237,740
	1 総務管理費	8,771,798	50,000	8,821,798
歳 出 合 計		71,200,000	50,000	71,250,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 総務費補助金	50,000	○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (給付金・定額減税一体支援枠分)

2. 総務費

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		特定財源内訳 国庫支出金 50,000
		特定財源内訳 国庫支出金 50,000
		特定財源内訳 国庫支出金 50,000
12. 委託料	50,000	○定額減税補足給付金(調整給付)事業費 50,000 定額減税補足給付金(調整給付)給付事業事務費
		特定財源内訳 国庫支出金 50,000

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

専 決 処 分 書

小山市税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

小山市長 浅野正富

(理 由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の規定に基づき、小山市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

小山市税条例の一部を改正する条例

小山市税条例（昭和29年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 前項の規定<u>によって</u>市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 第1項の規定<u>によって</u>市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>においては</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 前項の規定<u>により</u>市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 第1項の規定<u>により</u>市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>には</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>
<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 前項の規定<u>によって</u>固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 前項の規定<u>により</u>固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市</u></p>

(1)～(5) 略

- 3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第131条の3 略

- 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

- 3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) 略

- 3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第131条の3 略

- 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

- 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第8条の4 略

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第8条の4 略

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第8条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第8条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第6条第2項、附則第8条第1項、附則第8条の3の2第1項、前条及び附則第10条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の

前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第8条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税

の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはな
いものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次
条第1項において「第2期納期」とい
う。)においてはその者の第1期分
金額とその者の分割金額との合計
額からその者の普通徴収の個人の
住民税に係る特別税額控除額を控
除した額とし、第40条第1項に規定
する第3期の納期(以下この項にお
いて「第3期納期」という。)及び同
条第1項に規定する第4期の納期(以
下この項において「第4期納期」とい
う。)においてはその者の分割金額
とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の
普通徴収の個人の住民税に係る特
別税額控除額がその者の第1期分金
額とその者の分割金額との合計額
以上であり、かつ、その者の第1期
分金額とその者の分割金額に2を乗
じて得た金額との合計額に満たな

い場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴

収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第8条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号におい

て同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人

の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する

税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分

金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同

年12月1日から翌年の1月31日まで
の間においてはその者の第1期分金
額、その者の第2期分金額、その者
の10月分金額及びその者の分割金
額の合計額からその者の年金所得
に係る個人の市民税に係る特別税
額控除額を控除した残額に相当す
る税額、同年2月1日から3月31日ま
での間においてはその者の分割金
額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の
年金所得に係る個人の市民税に係
る特別税額控除額がその者の第1期
分金額、その者の第2期分金額、そ
の者の10月分金額及びその者の分
割金額の合計額以上である場合に
は、普通徴収対象税額及び特別徴
収対象税額は、第1期納期及び第2
期納期並びに当該年度の初日の属
する年の10月1日から翌年の1月31
日までの間における税額はないも
のとし、同年2月1日から3月31日ま
での間においてはその者の年金所
得に係る所得割額及び均等割額の
合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合におけ
る第47条の4の規定の適用について
は、同条第2項中「年金所得に係る特
別徴収税額を当該年度の初日の属す

る年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第8条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に

係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日ま

での間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第8条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある

場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第8条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第6条第2項、附則第8条第1項、附則第8条の3の2第1項、附則第8条の4及び附則第10条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第9条 略

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第8条第1項、附則第8条の3

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第9条 略

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第8条第1項、附則第8条の3

第1項、附則第8条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第9条第2項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第11条の2 略

2～6 略

- 7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について条例で定める割合は、4分の3とする。
- 8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について条例で定める割合は、4分の3とする。
- 9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について条例で定める割合

第1項、附則第8条の3の2第1項及び附則第8条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第8条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第9条第2項」と、附則第8条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第9条第2項及び」と、前条中「附則第8条の4及び」とあるのは「附則第8条の4、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第11条の2 略

2～6 略

- 7 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について条例で定める割合は、4分の3とする。
- 8 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について条例で定める割合は、4分の3とする。
- 9 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について条例で定める割合

は、2分の1とする。

11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について条例で定める割合は、2分の1とする。

13 略

14 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

18・19 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第11条の3 略

2 略

は、2分の1とする。

11 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について条例で定める割合は、2分の1とする。

13 略

14 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

17・18 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第11条の3 略

2 略

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5

条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4～7 略

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告

3～6 略

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告

書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適

書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適

用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

13 略

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第12条 略

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第12条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税

14 略

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第12条 略

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第12条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税

標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の

標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準と

適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分

なるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度まで

の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を

の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を

乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第13条の2 略

第13条の3 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第13条の2 略

第13条の4 地方税法等の一部を改正す

る法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第14条 農地に係る令和3年度から令和

5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)

に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における

第13条の3 地方税法等の一部を改正す

る法律(令和6年法律第4号)附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第14条 農地に係る令和6年度から令和

8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分

に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とす

固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条の3 附則第13条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第12条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第129条第1号及び第132条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第13条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第129条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の

る。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条の3 附則第13条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第12条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第129条第1号及び第132条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第13条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第129条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の

5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第17条の3 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第17条の4 略

2 略

5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第17条の3 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第17条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 略

2～4 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 略

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

6 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小山市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

専決第27号

専 決 処 分 書

小山市都市計画税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

小山市長 浅野 正 富

(理 由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の規定に基づき、小山市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

小山市都市計画税条例の一部を改正する条例

小山市都市計画税条例（昭和31年条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日等)</p> <p>1 略</p> <p><u>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</u></p> <p>2 <u>法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>(<u>法附則第15条第33項の条例で定める割合</u>)</p> <p>3 <u>法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>(<u>法附則第15条第38項の条例で定める割合</u>)</p> <p>4 <u>法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>5 略</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>)</p> <p>6 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日等)</p> <p>1 略</p> <p>(<u>法附則第15条第32項の条例で定める割合</u>)</p> <p>2 <u>法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>(<u>法附則第15条第37項の条例で定める割合</u>)</p> <p>3 <u>法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>4 略</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>)</p> <p>5 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8</u></p>

年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分

年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度まで

の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となる

の各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税

べき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当

標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該

該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 11 農地に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市

年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 10 農地に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合

計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

12 略

13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第 11 項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

14 附則第 6 項及び第 8 項の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、附則第 6 項及び第 9 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 6 項、第 7 項、第 9 項及び第 10 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、附則第 9 項から第 11 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号ロに、附則第 11 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、同項の「前年度分の都市計画税

における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

11 略

12 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第 10 項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

13 附則第 5 項及び第 7 項の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、附則第 5 項及び第 8 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、附則第 8 項から第 10 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号ロに、附則第 10 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税

の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 12 項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に規定するところによる。

15 法附則第 15 条第 1 項、第 9 項、第 13 項、第 15 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 33 項まで、第 35 項、第 38 項、第 39 項若しくは第 46 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。

16 地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）附則第 22 条の規定に基づき、平成 30 年度から令和 2 年度の各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しないこととする。

17 地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条の規定に基づき、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しないこととする。

標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、附則第 11 項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に規定するところによる。

14 法附則第 15 条第 1 項、第 9 項、第 13 項、第 15 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項、第 32 項、第 34 項、第 37 項、第 38 項若しくは第 45 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。

15 地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条の規定に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しないこととする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小山市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

専 決 処 分 書

小山市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

小山市長 浅野正富

(理 由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）の規定に基づき、小山市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

小山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小山市国民健康保険税条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に</p>

10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

2・3 略

10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

2・3 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の小山市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税

については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

専 決 処 分 書

小山御殿広場の樹木の繁茂による建物破損事故に関し、損害賠償の額を定め和解する必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月27日

小山市長 浅野正富

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年6月8日（木）午後3時00分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 小山市中央町1丁目3番24号 |
| 3 | 事故の相手方 | 
 |
| 4 | 事故発生状況 | 市が管理する小山御殿広場の樹木が繁茂し、相手方の所有する建物を破損させたもの。 |
| 5 | 損害賠償額 | 2,800,000円 |
| 6 | 和解の条件 | 市は相手方に損害賠償金を支払い、今後この事件に関して双方とも何ら異議を申し立てない。 |

債権放棄の報告について

小山市住宅新築資金等に係る償還金債権の放棄に関する条例第2条の規定に基づき令和5年度に放棄した債権について、同条例第3条の規定により、これを報告する。

令和6年6月6日

小山市長 浅野 正 富

1. 内容

小山市住宅新築資金等に係る償還金債権の放棄に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄したものの。

放棄理由	放棄件数	放棄金額	放棄した時期
条例第2条第1号	0件	0円	—
条例第2条第2号	2件	8,585,400円	令和6年3月26日
条例第2条第3号	0件	0円	—
条例第2条第4号	0件	0円	—

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

専決第5号

専 決 処 分 書

審査請求の裁決による給与の追加支給に対し、支払遅延に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月9日

小山市長 浅野 正 富

1 相手方 小山市職員（令和3年度当時 市民生活部 主任 40代女性）

2 事案の概要

地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、令和4年3月30日付で減給10分の1、4か月の懲戒処分を行ったが、令和4年6月27日付で当該処分に対する審査請求が提出されたことを受け、小山市公平委員会から、令和6年2月16日付で小山市に対し、減給10分の1、3か月に修正する審査請求の裁決について通知があり、これに伴う是正指示に従い、不足分の給与の追加支給に当たり遅延損害金が発生したものの。

3 損害賠償の額 1,671円

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

- (5) 被告が前項の分割金の支払を怠り、その額が3万3000円に達したときは、当然に同項の期限の利益を失う。
- (6) 前項により期限の利益を失ったときは、被告は、原告に対し、第3項の金員から第4項による既払金を控除した残金を直ちに支払う。
- (7) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (8) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (9) 訴訟費用は各自の負担とする。

物件目録

建物

所在地 小山市大字網戸863番地

住宅名 新網戸市営住宅C棟

構造・床面積 簡易耐火構造2階建て(2戸建1棟) 124.58平方メートルのうち、16号室 62.29平方メートル

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

令和5年度小山市一般会計繰越明許費繰越計算報告について

令和5年度小山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

令和5年度小山市一般会計繰越明許費繰越計算書

No.	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
						既収入 特定財源	未収入特定財源 国県支出金 地方債 その他	一般財源
						円	円	円
1	2 総務費	1 総務管理費	自治会負担軽減事業	5,000,000	5,000,000		国 5,000,000	
2			大谷地区中心施設整備事業	154,500,000	154,500,000		国 37,870,000 地 89,900,000	26,730,000
3			ネットワーク整備事業	6,399,000	2,525,000			2,525,000
4		3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制システム整備事業	15,169,000	15,169,000		国 15,168,000	1,000
5	3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯への給付金給付事業(追加支給分)	35,000,000	19,380,000		国 19,380,000	
6			住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金給付事業	314,980,000	314,980,000		国 314,980,000	
7			低所得の子育て世帯給付金(こども加算)給付事業	20,700,000	15,897,000		国 15,897,000	
8			障がい者福祉システム改修事業	4,264,000	4,263,000			4,263,000
9		2 児童福祉費	学童保育施設整備事業	4,983,000	4,868,000			4,868,000
10	4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	32,000,000	32,000,000		国 32,000,000	
11	6 農林水産業費	1 農業費	農村活性化推進事業	6,940,000	6,852,000			6,852,000
12			畜産クラスター事業	74,692,000	74,692,000		県 74,692,000	
13			農地耕作条件改善事業	24,948,000	24,948,000		地 8,800,000	16,148,000
14	7 商工費	1 商工費	小山市共通商品券発行事業	130,000,000	130,000,000		国 87,184,000	42,816,000
15			中小企業等省エネルギー設備導入支援事業	30,011,000	30,000,000		国 30,000,000	

No.	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
						既収入 特定財源	未収入特定財源 国県支出金 地方債 その他	一般財源		
16	8	土木費	市道263号線 道路改良事業	1,382,000	1,382,000			1,382,000		
17			小山駅周辺地区第二期 道路整備事業	52,053,000	25,400,000		国 10,700,000 地 13,200,000	1,500,000		
18			間々田駅周辺地区 第三期道路整備事業	33,900,000	25,300,000		国 5,850,000 地 17,400,000	2,050,000		
19			大谷地区道路整備事業	204,000,000	202,750,000		国 31,500,000 地 154,000,000	17,250,000		
20			市道1198号線 道路改良事業	21,250,000	21,250,000		地 19,100,000	2,150,000		
21			一般市道改良事業	44,240,000	31,330,000		地 28,100,000	3,230,000		
22			地区道路整備事業	3,980,000	2,900,000			2,900,000		
23			間々田駅周辺地区 まちづくり整備事業	12,500,000	12,500,000		地 11,200,000	1,300,000		
24			3	河川費	排水強化対策事業	586,234,000	491,264,000		国 149,979,000 県 125,133,000 地 191,100,000	25,052,000
25					防災集団移転 促進事業	113,797,000	113,797,000		国 44,000,000 地 52,000,000	17,797,000
26	4	都市計画費	小山東部第一地区内 公園整備事業	40,000,000	24,920,000		国 2,900,000 地 18,600,000	3,420,000		
27			3・4・101城東線 道路改良事業	107,500,000	95,500,000		国 6,000,000 地 76,000,000	13,500,000		
28			公園施設バリアフリー化 整備事業	6,200,000	6,200,000		国 2,100,000 地 2,300,000	1,800,000		
29			城山(祇園城)公園 再整備事業	73,400,000	71,283,000		国 30,200,000 地 31,600,000	9,483,000		
30			小山総合公園整備事業	39,800,000	39,800,000		地 29,800,000	10,000,000		

No.	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
						既収入 特定財源	未収入特定財源 国県支出金 地方債 その他	一般財源
31	10 教育費	2 小学校費	小学校整備事業	8,500,000	7,436,000		地 5,500,000	1,936,000
32			小学校校舎照明 LED化事業	195,558,000	195,558,000		国 65,184,000 地 128,100,000	2,274,000
33			小学校トイレ改修事業	158,500,000	158,500,000		国 52,832,000 地 103,100,000	2,568,000
34		3 中学校費	中学校トイレ改修事業	149,300,000	149,300,000		国 49,766,000 地 98,600,000	934,000
35		5 保健体育費	小学校給食 維持支援事業	36,992,000	36,992,000		国 36,992,000	
36			中学校給食 維持支援事業	29,104,000	29,104,000		国 29,104,000	
37			小山運動公園 第二変電所電灯 変圧器更新事業	341,000	341,000			341,000

令和5年度小山市水道事業会計予算繰越計算報告について

令和5年度小山市水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

令和5年度小山市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな即資産の購入限度額	説明
						国県補助金	損益勘定留保資金等			
1	資本的支出	1 建設改良費	円	円	円	円	円	円	円	
		配水設備拡張事業	342,000,000	248,875,000	76,000,000	18,640,000	57,360,000	17,125,000	0	道路管理者との協議に不測の日数を要したため
1	資本的支出	1 建設改良費	円	円	円	円	円	円	円	
		配水設備改良事業	550,000,000	462,594,700	16,000,000	0	16,000,000	71,405,300	0	関連工事との工程調整に不測の日数を要したため

令和5年度小山市水道事業会計継続費繰越計算報告について

令和5年度小山市水道事業会計継続費繰越計算書について、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

令和5年度小山市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要する主な財産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				国県補助金	企業債	損益勘定留保資金	
1	資本的支出	羽川西浄水場電気設備工事増設	431,629,000	99,220,000	0	99,220,000	12,130,000	87,090,000	87,090,000	0	0	87,090,000	0

令和5年度小山市下水道事業会計予算繰越計算報告について

令和5年度小山市下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

令和5年度小山市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな即資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	受益者負担金・分担金等	増益勘定留保資金			
1 公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費	公共下水道事業汚水管渠建設事業	801,546,000	583,709,340	189,000,000	48,000,000	122,000,000	19,000,000	0	28,836,660	0	工事用地の境界確定に不測の日数を要したため
1 公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費	公共下水道事業処理場建設事業	431,828,000	319,803,000	38,000,000	19,000,000	17,100,000	1,900,000	0	74,025,000	0	設計条件の見直しに時間を要したため
1 公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費	雨水施設建設事業	965,000,000	534,663,000	10,000,000	0	0	10,000,000	0	420,337,000	0	東電及びNTTとの電柱移設協議に、不測の日数を要したため
1 公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費	公共下水道建設関係	103,973,000	72,436,452	1,652,000	0	1,500,000	152,000	0	29,884,548	0	資源化工場の建設工事において、令和5年度中に機器納入が困難となったため
1 公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費	流域下水道建設事業	23,549,000	12,370,001	7,980,000	0	7,900,000	80,000	0	3,198,999	0	流域下水道の建設工事に不測の日数を要したため

令和5年度小山市下水道事業会計継続費繰越計算報告について

令和5年度小山市下水道事業会計継続費繰越計算書について、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月6日提出

小山市長 浅野 正 富

令和5年度小山市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入取戻額
				予算計上額	前年度繰越額	計				国県補助金	企業債	受益者負担金・分担金等	損益勘定留保資金	
公共下水道事業支出 1 資本的支出	1 建設改良費	大行寺排水区 雨水ポンプ場 ・調整池新設工事	4,700,000,000	619,000,000	0	619,000,000	211,000,000	408,000,000	408,000,000	204,000,000	204,000,000	0	0	0